

**宗像市介護保険運営協議会（平成23年度 第3回）
議事録**

日 時：平成23年8月25日（木）15時00分～16時50分

会 場：宗像市役所 202会議室（北館2階）

出席者：山根会長、岡山副会長、麻生委員、大嶋委員、坂元委員、渋谷委員、吉武委員、宮口委員、南委員、松本委員、高崎委員

（欠席：小林委員、北村委員、日野委員、西崎委員）

出席者：野中健康福祉部長、長谷川介護保険課長、瀧口地域包括支援センター所長、小田保健福祉政策課長、篠原健康づくり課長、嶋田介護保険係長、織戸介護認定係長、橘地域包括支援係長、柚木保健福祉政策係長、占部高齢者施策係長、高宮健診指導係長、吉田健康推進係長、安田主任主事
株式会社サーベイリサーチセンター

【会議次第】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 報告事項
高齢者等実態調査の最終報告について 【資料1】
 - (2) 審議事項
宗像市高齢者保健福祉計画
第5期介護保険事業計画の骨子案について 【資料2】
4. その他
5. 閉会

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 審議事項

高齢者等実態調査の最終報告について 【資料1】

<事務局説明>

会長

今日は出席委員さんはそんなに多くないですし、皆さん何らかの感想があるかと思えますので、順番にコメントをいただきたいと思います。A委員から、いかがですか？

A委員

今の説明のほしいの傾向というのが、私が考えていたのと少しギャップがあるというのが分かりました。

事務局

ギャップというと？

A委員

介護保険と違うかもしれませんが、ギャップというのは、この中に言葉として含まれていないものに自己責任というのがあると思いますが、どこまで自己責任かというのが、草取りをしてほしいとか家の修理をしてほしいとかというのは、ある程度自己責任の中に含まれるものではないか、介護保険の支援の中には入らないのではないかとというのが根底にあるのですが、それがひょっとしたら私の間違いかもしれませんが。

事務局

経済的なこともあるかもしれないのですが、たぶんお困りであると思います。169ページの「あったらよいと思う支援」の中に、確かにどの区分の高齢者の方も「草むしり」というのがかなり上位に挙がっています。この表を見ますと、3番目の該当状況別で、私どもの区分では一般高齢者となっていますが、回答結果からの分析では一般と二次予防に分かれてきておまして、二次予防の該当の方というのは総じて「草むしり」をはじめとして、「あったらよいと思う支援」の数字が高い傾向にあります。ですから自分ができない部分があるのでお困りでという方が多くて、無責任に安価で頼めればよいなというのではないと思います。お一人暮らしとか、大工仕事とかになりますと、女性の方は道具なども…。まあ、裕福でどんどん頼めればよいでしょうけど。

A委員

わかりました。

会長

B委員はいかがですか？

B委員

これは現状の話ですから、これをどうもっていくかにもつながっていくと思うんですけども、具体的に日の里や自由ヶ丘がよく出てきていたのですが、要するに土地を買って家を建てた時の状況のままでしょうか？高齡化したら住環境やら生活やらをどういうふうに変えるかというところがこれからのテーマだと、私は思っています。

会長

階段があるだけでも今は売れないんですよ。自由ヶ丘とか日の里とか。

B委員

一般住宅のままに高齡者が住むということ自体が問題だと思っております。

会長

代謝しないということですね。買ってしまったら、年をとってもそこにいと。

B委員

そうですね、いわゆる高齡者向けの住宅に移るという発想をしない限り在宅というのは無理だと思います。

会長

だから在宅のサービスを利用したいという希望者が突出して、そこにサービスに行くと家政婦のような扱いを受けるので長続きしないということで、こういう介護の職場に集まる人が増えない。辞めてしまう…。

B委員

一人で住むのに 40 坪とか必要ないですからね。結局、最適な高齡者が住む住環境というものがどういう形なのか。自己責任じゃないけど、本人が考えるべきだと思うし、その後、それに対して今さっき言ったようなサービスにつながってくるのではないのでしょうかね。これを見ていたら、地域によってそういうことが出ていると思います。

会長

かなり生々しい声なので、どうしても本音が炸裂してしましますが。C委員。

C委員

「草むしり」とか「家の補修」とか、そういうものの要望が多いのですが、一部で今問題になっているのは、生ごみをどうやって出したらいいのかとか、分別にどうやって持って行ったらいいのかとか、現実には助けないと本当は困るというような、比率としては少ないのですが、そういう方に目を向けたいという気持ちです。生ごみなんて週に1回か2回は出さないといけないというのに出せないという方が結構いらっしゃいます。

会長

まあ、町内会も役員さんの仕事の9割はゴミ問題という話ですから、ゴミは自分で片付けるより他にないという話なので、古くて新しい問題でしょうね。

C委員

生ごみもボランティアでやってあげましょうという方もいらっしゃいますが、実際には紙オムツが入っていたりして、なかなか頼めないようなところ、介護とは関係ないのかもしれませんが、そういうようなところに目が向けられるといいなあと思います。

会長

宗像にはよくテレビに出るようなゴミ屋敷はないんですか？あまり見ないし聞きませんが、何か把握されていますか？

事務局

若干近い話は…。

会長

マスコミが取材に来るような話はないということですか？

事務局

あそこまではないですが、やはりちょっとゴミ処理に困っているご家庭はあります。

会長

これは資産だと言われているのですか？

事務局

そこまではないですが、やはり身体的理由などでゴミが出せなくて、生活意識が低下して家の中が粗雑になるという話があります。

会長

ではD委員。

D委員

私は今置かれている環境の中で意外だと思ったのは、125 ページの特定高齢者の調査の中の特別養護老人ホームというか施設に入所とかそういった部分で受けたいというのが意外と高かったのが印象的です。私どもがいつも思うのは、今まで在宅で生活されている方が来るに当たっては、その生活環境を崩さないように、その方の思いを大事に接しているのですが、意外とこういうところが高く、その裏側にご家族で自宅で介護してほしいというのが意外と低かったというところを見ると、なんだろうと少し疑問を感じました。その他、在宅サービスの整備をしていただきたいという希望があるということ。それから、前々回ぐらいに説明があったかもしれませんが、要援護者という方々が回答されたというのはご本人が回答されたのですか？

事務局

それは49 ページに「調査の回答者」というところがあります。

D委員

これを見ると、ご家族の希望的なところがこの中に反映されているのかなと思います。そうすると、また偏りが出てくるのかなという気がしています。一般高齢者では「生きがい」というところが高かったのですが、この「生きがい」というのはどういう内容で聞かれたのですか？何をもって「生きがい」というのかが気になるので聞かせていただければと思います。私達で一般に「生きがい」と捉えるのは市民活動であったり、今まで大事にしてきている生活の中のいろんな活動ということで捉えていいですか？

事務局

調査票の中では社会参加のところ、趣味はありますか、生きがいはありますかと聞いています。

D委員

ということは趣味と生きがいは違うことになりますね。

事務局

そうですね。あと地域活動に参加していますかとか。

B委員

在宅で介護されたいと言ってもできないんですよ。そういう状況で施設なんですね。

一人暮らしとか高齢者が二人で、一人が参ったらアウトなんですよ。実際そういう状況が今出てきたんじゃないでしょうかね。

副会長

今回の高齢者等の実態調査を非常に興味深く見させていただきました。先ほどからいろいろゴミ出しとか住宅の話が出ていますが、今回の介護保険法の改正法には国と地方公共団体の責務として今のことに関係するようなこと、例えば、国及び地方公共団体は被保険者に対して、介護、予防、日常生活の支援、医療、住まい、この5つの視点から、いわゆる地域包括システムを推進しなさいというようなことが出ています。この実態調査を見てみますと、そういうことが非常にリンクするとか、透けて見えるものがあります。ですから、このような実態調査を使いながら、保険料とか予算との関係がありますから何をどこまでやるかというのは難しいのですが、今度の改正法の主旨にのっとって、その辺を見ていければ、今回の調査は後ろに見えるものがいっぱいあり、また、やらなきゃいけないものがいっぱい出てきていると思います。

会長

つまり立派なもののできたから、どう生かすかということでスタートラインに立ったということですね。ではE委員。

E委員

私は高齢化の記事とか調査を見て高齢化が増えているのを実感いたしました。例えば一般高齢者調査の141ページの「介護が必要となった主な原因」のところで、232人が介護が必要になっています。一般高齢者といったら、わりかし健康であまり心配ないような人達ですが、この調査を始められて結果が来るまでの約2ヶ月か3ヶ月で介護が必要になっているんですね。それを見て、高齢化が進んでいるスピードに驚きました。高齢化になっても介護が必要にならないように、運動をしたり、いろいろ心がけていることなどがありましたが、病気になってしまえばそういうことも言っていられないので。だからそれに対して感謝して、なんとか在宅サービスを充実していただいて、安心していただきたいなあと思います。それから、さっき皆さんもおっしゃっていましたが、庭が広くて動けないとなると草ぼうぼうになるので、そういうのも、どの程度サービスが利用できるのかなと思います。

会長

ありがとうございます。被保険者の立場でおっしゃっていただきました。今度は民生委員事業の立場でF委員お願いします。

F委員

私は福祉の関係でいろいろと範囲が広いので、どれに絞ってという話はしにくいのですが、例えば生きがいつくりの部分について思うのですが、生きがいつくりの中に、一般高齢者、一人暮らし、高齢者のいる世帯とか、その参加する事業によって変わってくるんですね。特に一人暮らしの高齢者は、例えば南郷地区には5000人くらいの所帯の中で一人暮らしの高齢者が115人いますが、こういう人達とふれあいをもっていきたいという企画をして、115人皆に今度バスハイクをしますとか、いきいきサロンで健康チェックとか、楽しく食べて語ろうという楽食会をしますというような案内を出します。寄ってお互いの近況を確認しながら会話をする。こういうことをやって輪づくりをしています。参加する人が固定化するんです。115人中30%も来ません。15%ぐらいです。その人達が入れ替わりくればいいのですが、だいたい固定化していて、それに3~5人増えるぐらいです。そういうふうで、そういう場が欲しいという要望は出すけど、その要望を出している人が来るかという来ないんです。そこで何か参加するような策を苦勞して、その行事の中にいろいろなアトラクションを入れたり、趣向を変えたりしながらやっていきますが、やっぱり一時的に増えてもまた停滞していく。そういうことで、人集めで苦勞するというのが1つ。それと歳をとっているから出たくない、近くがいいということで、これは福祉と民生委員が共同してやりますが、各地区の公民館で社協の支援のもとに、いきいきサロン、健康をチェックしながら講和をしたり、運動指導をしたり、栄養指導したり、口腔ケアしたりしながら集めています。これは自分の近くの公民館に集まってきます。ただ、公に一般のを集中的にするときにはなかなか集まってきません。一人暮らしとか特定高齢者ではなく一般的な高齢者なら、例えばシルバー農園とかに行って日常的な生きがいつくりというのをやっていきます。これは仕分けの候補にも出ていましたが、だいたい固定化しています。それを一般的に波及して多くの人にまんべんなく行き渡るかという...。そういう場づくりをいろいろ考えても全体的なものに波及しないという部分もあります。そういうことを踏まえながら、いろいろな要望を加味しながらやっていきますが、なかなか現実には広がっていかないということです。

会長

出る人は出るし、出ない人は出ないということですね。では、G委員。

G委員

ケアマネジャーの立場として、調査の結果で在宅サービスを希望する意見が多かったという結果が出ています。「あったらよいと思う支援」の中には介護保険でできる部分とできない内容があります。「電球の交換」とか「草むしり」や「庭の手入れ」とか。できることはありますが、できない部分もあるので、このできない部分を宗像市の独自のサービスとして入れていただければ在宅が増えるのではないかと思います。

会長

ではH委員。

H委員

私は次の審議事項の宗像市高齢者保健福祉計画の中で、この調査報告書をもとにしたときに発言させていただきたいと思います。

会長

では、I委員。

I委員

施設に入りたいと思っても施設がないというのは本当にそうなのかといつも疑問に思っていました。全国的にも3年待っても入れないと言われてますが、何の根拠にそういうことをおっしゃっているのかと、データを調べるけどデータが全くないんです。勘というか、推計上でしか出していないような気がします。予防介護で「お酒を飲みますか」とかの調査があっていましたが、こういうのを活かして、高血圧だとか肥満だとかいう成人病、生活習慣に対する取り組みを、このデータを活かしつつ、予防介護に重点をかけてやっていただきたいと思います。それと一人暮らしの話がありました。孤独死というのが問題になっていますが、これを重点的にやるというのが非常に重要なことじゃないかと思います。二人いればなんとかなりますが、一人のときはどうもこうもならないわけです。例えば民生委員で一人暮らしのところを特によくまわってもら、それから社協が今やっていますが、一人暮らしのところを全部電話をして回答があるかないかをやってもらう。一人暮らしは大変心細いと思いますので、そういった一人暮らしの孤独死防止を重点的にやってもらいたいと思います。それから、「庭の草むしり」というのが出ていましたが、正にこのとおりだと思っています。釘一本打ってほしいとか、ちょっとしたことの手助けがほしい。そこに何らかの手助けができる方策があればと思います。

会長

ありがとうございました。欠席なされた方が多かったために、逆に皆さんにご発言いただけて意外な良さが出たんじゃないかと思います。

(2) 審議事項

宗像市高齢者保健福祉計画

第5期介護保険事業計画の骨子案について 【資料2】

会長

次の論点になりますが、宗像市高齢者保健福祉計画と第5期介護保険事業計画の骨子案についてコメントをお願いします。

<事務局説明>

会長

何かありますでしょうか。

H委員

地域密着型の施設をつくる場合に、各校区ごとにまず行かれるのでしょうか？日の里中学校区ではそういうのをつくったら困るというような反対意見があって23年度は断念されたのでしょうか？他の校区にはやっぱり行かれないんですか？

事務局

第4期事業計画の中で地域を限定させていただいて整備をさせるというのは、あくまでもこの計画の中の部分でございます。この分につきましては、例えば補助金の問題ですが、先がどうなるか見えないところがあって。次の第5期に入ったときに地域的に施設がほしいのかという部分もございましたので、地域密着型の事業所につきましては、まず無いところからすすめるのかというような方針も含めて、この中でいろいろご審議願って手厚くしていけば計画書の中に盛り込めるのかなという気はしています。

H委員

私は事務局の地域密着型の取り組みについては大いに支持しています。この地域密着型のサービスの定義というのは、国の、また県の方針でもあり、また市営である場合には県から補助もあるでしょうか？

事務局

先の方が見えない状況ではあるんですが、今回断念したのは補助金が23年度で無くなってしまうということからです。先の方はわかりませんが、それを抜きにしても、補助金があるなしにしても、必要であるかということも含めて今回いろんなアンケートもさせていただいていますので、その辺はこの計画策定の中で皆さんにご審議していただければと思います。

H委員

当然ですが、事務局としては法に基づいてこういう整備をなされていくと私は解釈しているのですが。この調査によると日の里校区あたりでも整備してほしいという調査結

果が出ているわけです。ところが実際はつくるのは反対だということがあって、何か矛盾しているような気がします。この前の協議会の資料に、そういうのをつくと住環境が損なわれるという意見が多数を占めたとなっているわけです。このギャップですね。

事務局

計画の中で、そのような情報がありましたら、地域住民の方を説得して進めていくような事業になると思っております。

H委員

私が懸念するのは、もし日の里校区にできたとした場合に、反対している人達が施設に入所した特定高齢者の方に偏見でも持ったら、それは重大だと思うわけです。人権問題にまで入ってくる問題だと思うわけです。私も支持いたしますので、どうか充実を進めていってほしいと思います。これは皆で考えるべき問題じゃないかと思います。

会長

原発と一緒に電気はいるけど自分達の近くにはつくってほしくないというのとあまり変わらないような話だと思います。近くの日の里地域で、はっきりとした事例として起こっていますので、そこにはもうつくらないというような路線にはいかないでしょうから、何らかの手を次々に打っていかないとということですね。説明をお聞きする限りでは、今のところ、これを反映させるようなものはまだ見受けられないですかね。継続ですよ。すぐ反映できるとも思わないですが、お聞きした限りでは目玉となるものは…。とにかく現状は、まず足固めを更に進めるという内容ですね。

E委員

6 ページに「公的サービス以外に、地域住民等による日常的な支援が不可欠であるため、地域と連携して高齢者を支える地域体制の整備・充実に努める。」とありますが、私は町内会の委員をしています。先ほどゴミを出せない方を手助けするボランティアをつくる等の話がありましたが、そういうようなことが必要なのか。具体的にどういふことを期待されているのでしょうか？

会長

ボランティアをするにしても、被災地に行くにも、ボランティア保険に入らないと受け入れることができないくらいなので。親切でやっても、事故とかトラブルになったときのためにも保険に入るとか、そういう具体的なアクションがあるのかということでしょうか？

E 委員

そうじゃなくて、例えば、ボランティアがどういうことを日常的に支援するか？結局、介護保険で何でもは賄えませんか。これからは高齢者とボランティア、いわゆる 60、70 代で元気な人は何かお手伝いしていかなくてはやっていけないんじゃないかなと思っていますので。

会長

そういうものを保険で賄おうとしてスタートしたのが介護保険ですよ。制度として成り立たせようという。もっと進めないといけないことは間違いないのですが、それで全部みれるかというところではないので。そこが手を出していいところとダメなところがあって。いつもこの回になったらプライバシーの個人情報保護にぶち当たりますよね。一人暮らしで放っておいてほしい高齢者がいたとして、出て行っていいのか、全部把握していいのか。だから簡単ではないと思います。

副会長

今のことに関係してですが、現にボランティア団体が登録して活動しているわけですが、例えば地区福祉会だとか民生委員さんだとか、老人クラブ連合会の方々というのは実際地域で活動されているわけです。その辺の、よりしっかりした組織化とか育成とか連携とか、そういうのをもう少し。行政主導的な部分もありましょうし、あるいは民間がやる部分もありましょうが、そういうものをしっかり更に組織化していく、実行性のあるものにしていく、そういったものが大事なんじゃないですかね。自助、公助、共助ということで、できる範囲がそれぞれあるわけですから、させたらいいんじゃないですかね。

E 委員

民生委員さんとか老人会とか、そういう…。

副会長

福祉会はずいぶんされていますよ。

A 委員

日常的な支援で、各お宅を「何かありませんか」と廻りますよね。そうすると、「何もございません」という方がほとんどなんです。それで私が 4 年目にして考えたことは、日常的な支援というのは、もう見守りしかないと思うんです。見守り。例えばゴミが溜まっていないかとか、電気が点いていないかとか、その辺までしか入れません。ドアをトントンとして、「ごめんください、何かありませんか？」ということはほとんど不可能です。「もう、よございます」と言われます。自身のことを考えても、「何かお手

伝いますよ」なんて言われても、「結構でございます」と言うと思います。これを市の方々にお尋ねしても、ちょっと無理があるんじゃないかと思います。

副会長

先ほども課長から説明がありましたが、今度の介護保険の改正で、そういう見守りとか地域で支えあうのは事項として入っているわけです。単にボランティアというか任意まかせという話じゃなくて、行政もそこにもしっかり推進していかなければいけないということが入ってきているわけです。

A委員

今回これを見て思ったのが、福祉会の名前が出ていましたよね。私も福祉会に入っていますけども、福祉会の方が見守りに関してどこまで自分達が入っていくか分からなかったという意見がずいぶんありましたので、民生委員と福祉会とが密に連絡を取って見守りをするというのが入っていたのを福祉会の方にお伝えしたら、これで活動ができるということでした。

F委員

見守り活動ですが、特に一人暮らしの見守り活動は民生委員が廻っていますが、必ず協力員といって、隣組とか、あるいは老人会の支部長さんとか、そういう一人を取り巻く援護者のネットを張っています。その家に新聞がずっと溜まっているとか、灯りが点きっ放しかとか、そういう見守り活動を民生委員が必ず月に何度かやっていますが、民生委員一人じゃできないから、各地区には福祉協力委員を置いていて、隣組の人とか、その組長さんとかをセットして、ネットワーク構成名簿を作って見守り活動をしています。

私が見守り活動をやっている中で、具体的に孤独死が最近起こりました。ある人が灯りがずっと点けっ放し、新聞が溜まっているからおかしいと民生委員に連絡し、民生委員が行ってトントンとするけど返事がない。おかしいなあと言って、近くに頼る人は誰もいないので、どうしようと区長さんに連絡する。そして警察に連絡して来てもらってトントン叩くけど返事がない。民生委員が携帯に電話をかけると、中から携帯の着信メールが聞こえるので、「警察さん、一緒に中に入りましょう」というと、「事件性がないから入れない」と言われて拒否されるわけです。「どうしたらいいんですか」と言ったら、「身寄りの承諾がなくてはいけない」と言われる。「身寄りがいないから、民生委員、自治会長、警察の3者が状況判断したら、これは危険だ、緊急事態が発生しているという認識に立って警察が開けていいという認定が下りないですか?」と言ったら、それは「下りない」ということで入らなかったんですよ。それで、後日、親戚関係に連絡を取ったら、たまたま親戚がいらっしやって、「入っていいですよ」と了解を取ったので、ようやく入って行ったら亡くなられていたんです。「こういう緊急性のある時に私

達は警察に言うんですよ。緊急性のあるときは警察の判断で何で入れないんですか？」と言ったら、「事件性が確認できない以上は入れないから、ケースバイケースによります」と。ケースバイケースなんて言ったって、どこで判断するかわからないということです。そういうようなことで、見守り活動をしながらか実際に起こった時の対処のし方が分かりません。これは近いうちに警察と打ち合わせをしますが、どこまでが警察権力で入れるか。警察は事件性がなければ入れないと言いますが。

会長

それは法律の限界ですよ。警察は民事不介入で刑事事件にしかタッチしないから夫婦喧嘩とか親子喧嘩とかで入ることはありえないわけで。

F委員

そういう一人暮らしでは入らない。誰の許可をとるかということです。

会長

刑事事件の可能性のあることを立証しないと警察はOKしないということですね。

F委員

実際に見守り活動をするときに、そういう困難に当たるときが一番困るということなんです。それまでの体制づくりはしています。たえず危険のある人、老夫婦のみの世帯とか一人暮らしの世帯は必ず70～80%ほどのこの地区もネットを張って情報交換をやっています。活動はやるけど、そういうのに直面した時に入れたい対応のし方は一番困るという現実があるということだけは知っておいてもらいたいと思います。

副会長

今、委員が指摘されたことは非常に大事なことだろうと思います。これからどんどん進んで独居老人、あるいは他に身内がない方が孤独死、孤立死された場合にその前段でどう食い止めるかというのは大きな問題だと思うんですね。警察署とも話をされるということですが、第5次計画を進めていく中で、これはうちだけの話じゃないと思うんです。警察官の職務執行法があるわけですから。身の危険とかそういうものが察知される場合に何とかならないのかという協議をしてみる必要があると思います。これは県あたりの会議にも意見として出された方がいいです。

それと1つだけ申しあげておきたいのは、今日事業計画の第5期の骨子案の説明がございました。中身を読ませていただきますと、国の制度改正の方向に、ほぼ則った位置づけになっていると思います。ただ、計画の基本理念とか重要課題だということで、これはこれで基本として了解しますけれども、次回以降、どういう計画を作るんだという全体の枠組みを見せていただかないと審議がしにくいんじゃないかと思いますので、そ

れをお願いしたいと思います。

H委員

ちょっといいですか？介護保険事業計画を一般高齢者も含めて審議するならキリがないと思います。私達は介護保険料から使用されたものについて協議すべきじゃないかと思います。この前の時にも事務局の方から他の課との連携を深めていくというのがありました。健康保険連合会か何かの管轄に入るのがありましたね、その問題は健康保険課に入るというのが。シルバーとか何とかの…。あれは、ここの問題じゃないと思うんですよ。

事務局

説明はしておりませんでした。第3期までは介護保険のみの事業計画でしたが、第4期の介護保険事業計画からは、一般高齢者の保険福祉政策についても一緒に入っています。

H委員

それならその資料も出してもらわないと。急に出されても私達は分かりません。

事務局

申し訳ございません。前段の説明としてそれをしておりませんでした。

H委員

解釈のしようがない。

A委員

介護者家族の会の者から頼まれたことなのですが、家族の会の代表として、ここの数字にも出ていましたが、65歳以上の老々介護が38%以上になっております。そして先ほどD委員も入所の希望が高いとおっしゃいましたけども、私もそれは10年間、介護者の会でそこに立ってしまっているのは、10年前に65歳だった方が今75歳なんです。そうすると75歳の方が78歳ぐらいの男性の方を介護なさるとしたら、それはとても重い介護になると思われまます。それで入所の希望が高いというのは、私達も最初は家族で頑張ろうと言って話していたのが、この頃はどこか施設はないかしらねという話に少しずつ移ってきているんです。というのは、介護者が倒れたら要介護者は行き場がないわけです。その辺で今入所待ちがどれくらいあるのか。入所の方々はだいたい3ヶ所ぐらい又がけで申し込みなさっていると思いますが、だいたい特養は120人待ちとか150人待ちとか聞きますので、そこを1本に絞って、例えば特養むなかただけに限っては50人ですが、他も又がけしていますよとか、その辺まで分かればありがたいと思い

ます。

それともう1つ。だいたい家庭介護が長くなると、要介護者の方が介護者に向かって虐待があるんですね。それが今年私達の中で2件ありました。そういうこともご報告させていただきたいと思います。奥さんが言う事を聞かなくて、お嬢さんが「お父さんダメじゃない、そんなことを言ったら」と言った時に、杖で娘さんの身体を思いっきり叩いたということもありました。それと言葉の暴力。例えば何かしていたら「はい」ってすぐには行きませんよね。そういう時に、「何で遅いか、お前は」というような言葉の暴力もかなり頻繁に出てきています。どうぞ、その面も含めてよろしく願いいたします。

D委員

私どものところでは待機者が186名、まあ前後するところはあるんですが、当法人のもう1つの所でも同じような形です。

A委員

それは又がけではなくて？

D委員

又がけはいらっしゃいます。そこら辺は調査をしないと。他の老健施設であったり、療養病床みたいな所といっしょになっておられるところもあると思いますが、他の特養も市内のお聞きするところによると、やっぱりそれ以上のところもいらっしゃいますので。今、小規模多機能路線というのが全国的にも練られています、実は今度福岡県は小規模多機能の実態調査をさせていただこうとは思っているんですが、どういうふうな地域性があるのかと思っているんです。今の宗像市は、どうしても利用がしたいというのは、どちらかというショートステイの希望の方が多いのかなというのと、在宅中心でやろうと思ったらその辺の路線を行かれた方がいいんじゃないかなという気はしております。小規模多機能というのは、どうしてもそこしかご利用ができなくなるところがあって、サービスの選択肢も狭まってしまいますので。そうすると、気持ちの中で気兼ねしながらそのサービスを受けるということが継続的になってしまって、何だか1年たってしまったなということもあるんじゃないかという気もしておりますので。ちょっと偏った意見かもしれませんが、少し考慮していただきながら計画の中に反映させていただけたらと思います。

会長

いろんな施設に往診に行くと分かるのですが、箱はあってもスタッフがいないから受け入れられないところが多いんですよ。介護職員が集まらないんです。だからベッドがあっても部屋が空いたままなんですよ。きついけど収入が少ない。だから若い人が集

まらない。入所者もとれない。だから、もう一筋縄にはいかないんですね。先ほどのF委員のお話ですが、もし僕に前科があって誰にも知られたくないと思っていたら親戚がいることも民生委員さんには教えませんよね。もし伝えて自分に前科があることが分かったら嫌だと思ったらですね。そういうことを考えたらこれは難しいですよ。そういう方を、親戚がどこで誰がいるのかというのを捕捉するにしても。まあこれは極端な例ですけど。だからそういうところが結局、個人情報保護という形で壁となって、民生委員さんのお仕事もそういうハードルに負けてしまっているんだと思いますけど。作ったときは法律の主旨はそういうつもりじゃなかったと思いますが。

時間も押してきましたし、今日の議論はかなりできたのではないかと考えております。この将来人口推計は目を通した方がいいですかね。

事務局

ワークシートの遅れによって、一応ここまでは今できているところですよということですよ。

会長

来年から年金をもらい出す人が、がばっと増えるってことですよ。

事務局

団塊の世代の影響がですね。

会長

これは宗像市の財政とは関係ないですよ？

事務局

年金は直接はそうですね。

会長

健康保険はまた別として。

C委員

すみません、簡単なことを1つだけ教えてほしいのですが。6ページ目の「地域での高齢者支援」で緊急通報装置給付等の高齢者の見守りに係るサービスで、そういうのを家庭に配布しますと書いてありますが、高齢者に配布して、受信はどなたがされるんですか？受信機はどこに置かれるんですか？

事務局

専門のセンターがありまして、センターから通報というしくみになっています。

C委員

そしたらそれは地域で支援というんじゃなくて、地域に配布ということですね。地域での支援と書いてあるものですから勝手に…。

事務局

家庭に自己負担は…。

C委員

それは分かります。私がちょっと意味を間違えて。地域で支援と書いてあるものだから、地域が何かをするんだろうと思っただけで、今はわかりました。

A委員

緊急通知がきたら、どこに行くんですかね？

事務局

センターへ。

C委員

センターが見に行くわけにはいかないですよね？近所の人ですか？

事務局

見には行かないのですが、連絡先が決まっています、要件によっては協力委員とかそういうところにも連絡をしたり、救急出動を要請するということになります。

3. その他

会長

よろしいでしょうか。次にその他とありますが、これは次の開催とかそういうことですね。では、お願いします。

事務局

先ほど副会長からも言われましたが、今回は計画原案を出させていただきたいと思えます。そこで第4回の介護保険運営協議会の開催は10月20日の木曜日の13時30分か

ら、場所は市役所の304会議室で開催します。まだ今から資料に取りかかりますが、ご案内につきましては後日送付したいと考えております。では、10月20日ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

予定されていたプログラムを終了することができました。これで会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

次回開催日時：10月20日（木）13時30分～ 304会議室